

## 憲 法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：40点)

### 【事実】

Aら3人(以下「Aら」とする)は、B市を拠点として活動する市民団体Cのメンバーである。市民団体Cは、自由・平等・正義の実現を目的として幅広く活動を行っており、市政による人権侵害や警察官の不正を糾弾してきた。

B市には外国人が多く居住しており、外国人排斥を強く主張する団体Dが、外国人の子どもが多く通う学校の前や公衆が多く集まる場で、拡声器を用いて、外国人に対するヘイトスピーチを頻繁に行い、社会問題となっていた。

Aらは市民団体Cの活動の一環として、ヘイトスピーチ規制法案の成立を促すため、民営鉄道事業者のE駅が管理する駅前広場で、E駅係員の許諾を受けることなく、金曜日の午後4時から、ヘイトスピーチ規制の必要性を記載したビラを配布していた。E駅はB市の市役所の最寄り駅で、駅前広場はB市最大の繁華街へ通じる公道と切れ目なく続いていた。Aらは「ヘイトスピーチ規制を！」と記載したゼッケンを着用していたが、拡声器は一切使用せず、通行の妨げにならないよう十分な配慮をして、平穏に配布を行っていた。

この様子を駅前広場に隣接する派出所の警察官が目撃し、E駅管理者に連絡した。これを受けてE駅管理者は、団体Dが市民団体Cのビラ配布を実力で妨害し駅前広場の秩序を乱す可能性があるとして、ビラ配布を即刻中止するようAらに求め、E駅管理者に同行した駅員らは、Aらの腕をつかんで配布を阻止しようとした。これに対し、Aらは駅員らの手をふりはらい、抗議して言い争いになったが、その後も5分間、制止をふりきり、「ヘイトスピーチ反対！」と大声で叫びながら、ビラを配布し続けた。

Aらは、鉄道営業法35条違反および刑法234条の威力業務妨害罪で起訴された。なお、事件当時、E駅の駅前広場においては商業ビラの配布も行われていたが、それについては黙認されていた。

### [参照条文]

鉄道営業法第35条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス

## 刑 法

次の【事実】における甲の罪責を，次の(1)及び(2)の点に留意しつつ，論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：40点）

- (1) 違法性に関する論点については，①行為の規範違反性を重視する立場と，②法益の侵害・危険の発生を重視する立場の両方から，それぞれ論じること。
- (2) 問題となる論点について論ずる際には，一つの基準を自明のものとして提示してこれに事実を当てはめるだけではなく，なぜその基準が妥当なのかの点まで含めて説明すること。

### 【事実】

夏のある日の午後，甲が商店街の歩道を歩いていたとき，セミが飛んできて甲の背中にコツンと当たった。ちょうどその時，商店街の電気店に陳列され，刑事ドラマを放送中のテレビから，「手を上げろ」というセリフが聞こえた。そこで甲は，背後にいる人物が自分に対してピストルを突き付け，「手を上げろ」と言っているに違いないと，錯覚してしまった。

甲はそこで，自分の身を守るため振り返りざまに，すぐ後ろを歩いていたXの脚を蹴飛ばし，Xを車道上に転倒させた。すると，たまたまそこに，制限時速40キロを20キロ超過し，前方不注意で運転してきたAの自動車<sup>ひ</sup>が通りかかり，Xを轢いてしまった。Xはこれにより，死亡した。

しかし実は，Xは甲から蹴飛ばされる直前，甲を殺害するため鞆からピストルを取り出したところであって，甲はセミとテレビのおかげで，Xに射殺されずに命拾いをしたのであった。



民法

次の【共通の事実】を読み，〔小問1〕及び〔小問2〕に解答しなさい。なお，〔小問1〕と〔小問2〕は独立の問いである。

【共通の事実】

甲土地の上に乙建物が存在している。Aは両方の不動産を所有しており，所有権移転登記も経由している。

Aは，乙建物をBに500万円で売却する契約を，Bと締結した（以下では「本件売買契約」という。）。

Bに甲土地の利用権原を与えるために，AB間では，本件売買契約と同時に，甲土地の賃貸借契約も締結された（以下では「本件賃貸借契約」という。）。本件賃貸借契約の始期は，乙建物が本件売買契約に基づきBに引き渡された日と定められた。

〔小問1〕

【共通の事実】に加えて，次の事実があったものとする。

本件売買契約では，2015年10月31日に，BがAに500万円を一括で支払うのと引き換えに，AはBに清掃済みの乙建物を引き渡すとともに乙建物の所有権につきBへの移転登記を申請することが，定められていた。

Aは2015年10月30日までに，乙建物を清掃して引渡しの準備を整え，また乙建物の所有権移転登記の申請に必要な書類もすべて用意した。ところが，2015年10月31日にBは約束の場所に姿を現さず，500万円の支払もなされなかった。

そこで2015年11月1日，AはBに電話をかけ，乙建物の引渡し及び所有権移転登記申請について準備はすべて整っているので，すみやかに500万円を支払うよう求めた。しかし，BはAに500万円を支払わないままだった。

そうしたところ，2015年11月8日，甲土地の一带で50年に一度という規模の大雨が降り，そのために近くの川が氾濫して，乙建物は土台から根こそぎ流されてしまった。

このとき，BはAに対して500万円を支払うよう請求することができるか，論じなさい。（配点：15点）

〔小問2〕

【共通の事実】に加えて、次の事実があったものとする。

BはAに500万円を支払い、Aから乙建物の引渡しを受けた。Bは本件賃貸借契約にしたがって、Aに毎月所定の賃料を支払っている。しかし、本件売買契約や本件賃貸借契約に伴って甲土地や乙建物について登記手続がなされることは一切なく、したがって、乙建物の所有権についても、登記名義人はAのままであった。

その後、Aは、甲土地をCに売却した。CはAに代金全額を支払い、甲土地につき、AからCへの所有権移転登記が経由された。

このとき、CはBに対して、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができるか。「原則としては、こういう理由でこういう結論になる。しかし、例外的に、例えばこういう事情がある場合には、こういう理由でこういう結論になる」というように、原則とそれに対する例外とを区別して、論じなさい。(配点：25点)